

# 自主点検シート（特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護）

## 《外部サービス利用型》

事業所名			
点検者職・氏名			
点検年月日	年	月	日

○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものは「不適」、該当しないものは「該当なし」にチェックをしてください。  
 ○「I基本方針からV変更の届出」までは、別に定める場合を除き、居宅サービス及び介護予防サービス共通とします。その際、介護予防サービスにおいては要介護を要支援に、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護と読み替えてください

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
<b>I 基本方針</b>						
I 基本方針	特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。	条例 第239条	・ 運営規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	予防条例 第227条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。	条例第239条 予防条例第227条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
<b>Ⅱ 人員基準</b>						
2 従業員の員数	<p>【生活相談員】</p> <p>常勤換算方法で、利用者の数【前年度の平均値】が100又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。</p>	<p>条例 第240条 規則 第94条</p> <p>予防条例 第228条 予防規則 第95条</p> <p>通知第3十の二1(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務表</li> <li>サービス提供記録</li> <li>職員名簿、雇用契約書</li> <li>資格を確認する書類</li> <li>就業規則</li> <li>賃金台帳等</li> <li>利用者の数がかかる書類</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>1人以上は常勤かつ専従ですか。</p> <p>※ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設の他の職務(*)に従事することができる。</p> <p>*外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者・要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービス提供を含む。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>【介護職員】</p> <p>常勤換算方法で、利用者の数【前年度の平均値】が10又はその端数を増すごとに1以上となっているか。(常勤換算方法で 10:1)</p> <p>※ 利用者数は、要介護者の利用者、要支援者である利用者1人を要介護者3分の1人と換算して合計した利用者数</p>	<p>【前年度の平均値】</p> <p>*前年度とは毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度</p> <p>*計算式</p> $\frac{\text{前年度の全利用者等の延数}}{\text{前年度の日数}}$ <p>(小数点第2位以下を切り上げ)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>【計画作成担当者】</p> <p>1人以上(利用者の数【前年度の平均値】が100又はその端数を増すごとに1を標準とする)配置しているか。(100:1が標準)</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められる者となっているか。</p> <p>※ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設の他の職務(*)に従事することができる。</p> <p>*外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者・要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービス提供を含む。</p>	<p>条例 第240条 規則 第94条</p> <p>予防条例 第228条 予防規則 第95条</p> <p>通知第3十の二1(2)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>1人以上は常勤か。</p>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
<p>常に1人以上のサービス提供に当たる従業者(生活相談員、介護職員、計画作成担当者を含む。)を配置しているか。</p> <p>ただし、宿直時間帯についてはこの限りではない。(資格要件なし)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員名簿</li> <li>職員勤務表</li> <li>職員履歴書</li> <li>免許証等写</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3 管理者	<p>常勤専従の管理者を置いているか。(資格要件なし)</p> <p>※ただし、管理上支障がない場合は、当該施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することが可能。</p>	<p>条例 第241条 予防条例 第229条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員勤務表</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
<b>Ⅲ 設備基準</b>						
4 設備及び備品等	<p>指定特定施設の建築物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物は除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物となっているか。</p> <p>上記にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p>	<p>条例 第242条 規則 第95条 予防条例第230条 予防規則第96条</p>	(目視により確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>消防用設備等について下記の基準を満たしているか。</p>	消防法		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>ア 有料老人ホームのうち、「主として要介護状態にある者を入所させるもの」 (介護居室の割合が一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のもの)</p> <p>① 消火器 (全ての施設) ② スプリンクラー (275㎡以上の施設) ③ 自動火災報知設備 (全ての施設) ④ 消防機関へ通報する火災報知設備 (全ての施設) ⑤ 消防機関の検査を受けるもの (全ての施設) ⑥ 消防計画の作成等を行う防火管理者の選任 (収容人員10人以上の施設)</p> <p>イ ア以外の有料老人ホーム</p> <p>① 消火器 (150㎡以上の施設) ② スプリンクラー (6,000㎡以上の施設) ③ 自動火災報知設備 (300㎡以上の施設) ④ 消防機関へ通報する火災報知設備 (500㎡以上の施設) ⑤ 消防機関の検査を受けるもの (300㎡以上の施設)</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
4 設備及び備品等	居室、浴室、便所及び食堂を有しているか。 ※ただし、居室の面積が25平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができる。	条例 第242条 規則 第95条 予防条例第230条 予防規則第96条	・ 平面図 ・ 運営規程 ・ 設備、備品台帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【居室】 一の居室の定員は、1人としているか。 ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合（※）は、2人とすることができる。  ※夫婦で居室を利用する場合など。		・ 平面図 ・ 運営規程 ・ 設備、備品台帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さか。  ※面積基準はなく、利用者の選択に委ねることとするため、利用申込者に対して文書による説明及び掲示が必要。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	地階に設けていないか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	一以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	非常通報装置又はこれに代わる設備を設けているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【浴室】 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。	条例 第242条 規則 第95条 予防条例第230条 予防規則第96条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【便所】 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【食堂】 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【構造】 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものか。  構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところにより、適正か。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果				
				適	不適	該当なし		
<b>IV 運営基準</b>								
5	内容及び手続の説明及び契約の締結等	<p>あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、重要事項（※）について記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しているか。</p> <p>※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○運営規程の概要</li> <li>○勤務体制</li> <li>○外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務分担の内容</li> <li>○受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称並びに居宅サービスの種類</li> <li>○居室、浴室及び食堂の概要</li> <li>○要介護状態区分又は要支援の区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容</li> <li>○安否確認の方法及び手順</li> <li>○利用料の額及びその改定の方法</li> <li>○事故発生時の対応</li> <li>○苦情窓口、苦情処理の手順</li> </ul> <p>等入居申込者のサービス選択に資すると認められる事項</p>	<p>条例第243条 規則第4条</p> <p>予防条例第231条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> <li>・重要事項説明書</li> <li>・利用契約書</li> <li>・同意に関する記録</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<p>契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはいないか。</p> <p>※契約書には、介護サービスの提供の方法及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> <li>・利用申込書（契約書等）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<p>より適切なサービス提供を行うため、利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約に係る文書に明記しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> <li>・利用申込書（契約書等）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等	<p>正当な理由なく、入居者に対するサービスの提供を拒んでいないか。</p> <p>指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていないか。</p> <p>入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等、事業者自らが必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じているか。</p> <p>指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めているか。</p>	<p>条例第248条（第222条準用）</p> <p>予防条例第235条（第208条準用）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用申込受付簿</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供の記録</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・紹介の記録</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果				
				適	不適	該当なし		
7	受給資格等の確認	利用申込者からサービス提供を求められた場合には、その者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。	条例第237条（第12条準用） 予防条例第235条（第51条の5準用）	・利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見を考慮しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8	要介護認定の申請に係る援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が要介護認定を受けていない場合は、要介護認定申請のために必要な援助を行っているか。	条例第237条（第13条準用） 予防条例第235条（第51条の6準用）	・利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		要介護認定の有効期間が終了する30日前には更新申請が行われるよう必要な援助を行っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9	サービスの提供の記録	サービス提供開始に際しては、開始年月日及び施設の名を、サービス提供終了に際しては、終了年月日を利用者の被保険者証に記載しているか。	条例第248条（第224条準用） 予防条例第235条（第210条準用）	・被保険者証の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		基本サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。		・利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10	利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けているか。		・サービス提供票・別表 ・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料と、居宅介護サービス基準額との間に、不合理な差額を生じさせていないか。		・運営規程 ・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		上記の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを利用者から受けていないか。	条例第248条（第225条準用） 規則第98条（第90条準用）	・運営規程 ・重要事項説明書 ・利用契約書 ・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		①利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 ②おむつ代 ③指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用	予防条例第235条（第211条準用） 予防規則第99条（第90条準用）					
		上記の費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、利用者から同意を得ているか。		・説明文書 ・同意に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付しているか。	法第41条第8項	・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	法施行規則第65条	・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11	保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付しているか。	条例第248条（第22条準用） 予防条例第235条（第52条の2準用）	・サービス提供証明書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
12 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況等を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行っているか。	条例第248条（第226条準用）	・利用者に関する記録 ・介護日誌	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービス提供は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われているか。	予防条例第237条（第220条準用） 予防規則第99条（第94条準用）	・特定施設サービス計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。		・重要事項説明書等 ・特定施設サービス計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	条例第248条（第226条準用） 予防条例第235条（第212条準用） 予防規則第90条の2	・介護日誌 ・利用者に関する記録 ・身体的拘束等に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	身体的拘束等を行う場合に要件（切迫性、非代替性、一時性）をすべて満たしているか。	通知第3＋3(5)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>《身体拘束禁止の対象となる具体的行為》 身体拘束ゼロへの手引きより</p> <p>①徘徊をしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。  ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。  ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。  ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。  ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。  ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。  ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。  ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。  ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。  ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。  ⑪自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。</p>					
上記の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	条例第248条（第226条準用） 規則第90条の2 予防条例第235条（第212条準用） 予防規則第90条の2	・身体的拘束等に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	



点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
13 (外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本的取扱い方針) (予防のみ)	利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的にサービスの提供を行っているか。	予防条例第237条 (第219条準用)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスを提供しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう検討された方法によるサービスの提供に努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者とのコミュニケーションを十分図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14 特定施設サービス計画の作成	管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画（以下「サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させているか。	条例第227条	・ 特定施設サービス計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	計画作成担当者は、サービス計画の作成に当たっては、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。		・ 課題分析の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス計画の原案を作成しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	計画作成担当者は、サービス計画作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。		・ 同意文書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービス計画を利用者に交付しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	計画作成担当者は、サービス計画作成後においても、他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行っているか。  ※計画の変更を行う場合も、上記の計画作成に準じて行うこと。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
15 受託居宅サービスの提供	特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑にサービス提供されるよう必要な措置を講じているか。	条例第244条	・ 特定施設サービス計画書 ・ 利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合、提供した日時、時間、具体的なサービス内容等を文書により報告させているか。	予防条例第236条	・ 利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16 相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援をしているか。	条例第248条(第230条準用) 予防条例第237条(第223条準用)	・ 相談、援助に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17 利用者の家族との連携等	利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を定期的に家族に報告する等により、常に利用者の家族との連携を図るとともに、行事への参加の呼びかけ等により、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	条例第248条(第231条準用) 予防条例第237条(第224条準用)	・ 行事等の交流に関する記録等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18 利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ①正当な理由なしに指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	条例第248条(第27条準用) 規則第98条(第7条準用) 予防条例第235条(第52条の3準用) 予防規則第99条(第16条の2準用)	・ 市町村に送付した通知に係る記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19 緊急時等の対応	サービス提供中、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置をとっているか。	条例第248条(第55条準用) 予防条例第218条(第53条準用)	・ 契約書 ・ 運営規程 ・ 利用者台帳 ・ 緊急時対応マニュアル等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20 管理者の責務	事業所の従業者及び業務の管理は、管理者により一元的に行われているか。また、管理者は従業者に法令・基準等を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	条例第248条(第56条準用) 予防条例第235条(第54条準用)	・ 組織図、組織規程 ・ 運営規程 ・ 職務分担表 ・ 業務報告書・業務日誌	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
21 運営規程	<p>指定特定施設入居者生活介護事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数（※1）及び職務の内容 ③入居定員及び居室数 ④サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑤受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地 ⑥利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続 ⑦施設の利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項（※2） ⑪その他運営に関する重要事項</p> <p>※1 従業者の員数は「〇人以上」と記載できる ※2 組織体制（責任者、研修）、発生時の対応</p>	<p>条例第245条 規則第96条</p> <p>予防条例第232条 予防規則第97条</p>	・運営規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22 受託居宅サービス事業者への委託	<p>受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行っているか。</p> <p>※文書により取り決めることが必要な内容 ①当該委託の範囲 ②委託業務の実施に当たり遵守すべき条件 ③受託居宅サービス事業者の従業者により当該委託業務が居宅基準第12章第5節の運営基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が定期的に確認する旨 ④外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が当該委託業務に関し受託居宅サービス事業者に対し指示を行い得る旨 ⑤外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が確認する旨 ⑥受託居宅サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ⑦その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p>	<p>条例第246条 予防条例第233条</p>	・委託契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者又は、指定地域密着型介護予防サービス事業者か。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定(介護予防)訪問入浴介護、指定(介護予防)訪問看護、指定(介護予防)訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定(介護予防)通所リハビリテーション、指定(介護予防)福祉用具貸与、指定(介護予防)認知症対応型通所介護、指定地域密着型通所介護、第1号訪問事業及び第1号通所事業となっているか。</p> <p>事業開始に当たっては、指定訪問介護(又は第1号訪問事業)、指定(介護予防)訪問看護、指定通所介護(又は第1号通所事業)及び指定地域密着型通所介護を提供する事業者と受託サービス事業所ごとに、これらの提供に関する業務を委託する契約を文書にて行っているか。</p>	<p>条例第246条 予防条例第233条</p>	・委託契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
22 受託居宅サービス事業者への委託	事業開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、これらの提供に関する業務を委託する契約を文書にて行っているか。	条例第246条 予防条例第233条	・委託契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合には、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する事業者と契約を行っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23 勤務体制の確保等	利用者に対し、適切な基本サービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めているか。	条例第248条(第233条準用)  予防条例第235条(第214条準用)	・職員勤務表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	当該事業所の従業者によって基本サービスを提供しているか。		・業務委託契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	※ ただし、事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	基本サービスに係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせている場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。 その際、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。		・研修等に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	適切な基本サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。(カスタマーハラスメントを含む。R8.10月義務化予定)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
				適	不適	該当なし	
24 業務継続計画の策定等	<p>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定しているか。</p> <p>策定日           年    月    日</p> <p>当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症に係る業務計画</p> <p>  a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症取り組みに向けた取り組みの実施、備品の確保等）</p> <p>  b 初動対応</p> <p>  c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>  a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>  b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>  c 他施設及び地域との連携</p>	<p>条例第248条(第32条の2準用)</p> <p>予防条例第235条(第55条の2の2)準用</p>	<p>・業務継続計画</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>特定施設従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）実施しているか。</p>			<p>・研修・訓練の記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>研修実施日（前年度）   月    日</p> <p>                                  月    日</p> <p>研修実施日（今年度）   月    日</p> <p>                                  月    日</p> <p>訓練実施日（前年度）   月    日</p> <p>                                  月    日</p> <p>訓練実施日（今年度）   月    日</p> <p>                                  月    日</p>						
	<p>定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25 非常災害対策	<p>非常災害に関する具体的計画（※）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者及び利用者に周知しているか。</p> <p>計画策定日           年    月    日</p> <p>※消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画。</p>	<p>条例第248条(第110条準用)</p> <p>予防条例第235条(第121条の4)準用</p> <p>通知第3十三(7)(第3六3(7)準用)</p>	<p>・消防計画</p> <p>・風水害、地震等の災害に対処するための計画</p> <p>・避難訓練等の実施記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>訓練実施日           年    月    日（前年度）</p> <p>                          年    月    日（今年度）</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>上記にある訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
26 衛生管理等	利用者の使用する施設、食器その他の設備・飲料水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じているか。	条例第248条(第111条準用) 規則第40条の2 予防条例第235条(第140条の2準用) 予防規則第59条の2	・水質検査等の記録 ・受水槽、浴槽の清掃記録 ・衛生管理マニュアル等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言・指導を求めるとともに、密接な連携を図っているか。	通知第3十3(14) (第3六3(8)参照)	・研修等参加記録 ・指導等に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、別途発出されている通知に基づき、適切な措置を講じているか。		・感染症対策マニュアル等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じているか。					
	①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  (開催日) 年 月 日(前年度) 年 月 日(今年度)		・議事録等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (指針の作成日) 年 月 日 指針に盛り込む項目 ア 平常時の対策 a 業所内の衛生管理(環境の整備等) b ケアに係る感染対策等(手洗い、標準的な予防策等) イ 発生時の対策 a 発生状況の把握 b 感染拡大の防止 c 医療機関・保健所・市町との連携 d 行政等への報告 等	条例第248条(第111条準用) 規則第40条の2  予防条例第235条(第140条の2準用) 予防規則第59条の2  通知第3十3(14)	・感染症の予防及びまん延防止指針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、特定施設従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施すること。		・研修・訓練の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	研修実施日(前年度) 月 日 月 日 研修実施日(今年度) 月 日 月 日 訓練実施日(前年度) 月 日 月 日 訓練実施日(今年度) 月 日 月 日					
27 掲示	指定特定施設の利用者から見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は閲覧に供しているか。(R7.4.1からはウェブサイトにも掲載すること)	条例第248条(第34条準用) 予防条例第235条(第55条の4準用)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
28 秘密保持等	従業者及び管理者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じているか。	条例第248条(第35条準用) 予防条例第235条(第55条の5準用)	・就業時の取り決め等の記録 ・誓約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を書面により得ているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29 広告	広告内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	条例第248条(第36条準用) 予防条例第235条(第55条の6準用)	・広告物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項に規定する有料老人ホームの場合、景品表示法第4条第1項第3号に基づき、下記の事項について明瞭に記載され、不当表示となっていないか。 ① 土地又は建物についての表示 ② 施設又は設備についての表示 ③ 居室の利用についての表示 ④ 医療機関との協力関係についての表示 ⑤ 介護サービスについての表示 ⑥ 介護職員等の数についての表示 ⑦ 管理費等についての表示	「有料老人ホームに関する不当な表示」(平成16年公正取引委員会告示第3号)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	条例第248条(第37条準用) 予防条例第235条(第55条の7準用)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31 苦情処理等	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けているか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っているか。  苦情件数 : 月 件程度 苦情相談窓口の設置 : 有 ・ 無 相談窓口担当者 :	条例第248条(第38条準用) 予防条例第235条(第55条の8準用)  基準省令第192条(第36条準用)	・運営規程 ・苦情に関する記録 ・苦情対応マニュアル ・苦情に対する対応結果記録 ・指導等に関する改善記録 ・市町村への報告記録 ・国保連からの指導に対する改善記録 ・国保連への報告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	苦情相談を受けたことがある場合、苦情相談等の内容を記録・保存しているか。 苦情相談を受けたことがない場合、苦情相談等の内容を記録・保存する準備をしているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・苦情を処理するために講ずる措置の概要等についてサービスの内容を説明する文書(重要事項説明書等)に記載しているか。 ・事業所に掲示しているか。 ・ウェブサイトに掲載しているか。 (掲載場所) <input type="checkbox"/> 事業所のホームページ <input type="checkbox"/> 介護サービス情報公表システム			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
32 協力医療機関等	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 協力医療機関名 ( )	条例第248条（第234条準用） 予防条例第235条（第215条準用）	・取り決めにに関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	協力医療機関を定めるに当たって、次の要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	①利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	②当該事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	当該施設の協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合、新興感染症の発生時等の対応についての協議を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合、再び速やかに入所させるよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
33 地域との連携等	地域住民又は自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	条例第248条（第235条準用） 予防条例第235条（第216条準用）	・活動状況報告 ・交流記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。		・市町村の行事に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34 事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。また、事故の状況や措置について記録しているか。 過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備しているか。 →前年度の事事故例の有無：有・無	条例第248条（第40条準用） 予防条例第235条（第55条の10準用）	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録 ・事故発生報告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っているか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしているか。 →損害賠償保険への加入：有・無		・損害賠償関係書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。		通知第3十3（30） （通知第3—3(30)準用）	・事故再発防止検討記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
35 虐待の防止	当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しているか。 委員会開催日 年 月 日（前年度） 年 月 日（今年度）	条例第248条（第40条の2準用） 規則第9条の3  予防条例第235条（第55条の10の2準用） 予防規則第17条の3	・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況がわかるもの（議事録等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	当該事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。 指針に盛り込む項目 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項		・虐待の防止のための指針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施しているか。		・研修記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	研修実施日（前年度） 月 日 月 日 研修実施日（今年度） 月 日 月 日					
	上記3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 担当者氏名（ ）		・担当がわかるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36 会計の区分	指定特定施設ごとに経理を区分するとともに、指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	条例第248条（第41条準用） 予防条例第235条（第55条の11準用）	・会計関係書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
37 記録の整備	従業者、設備、備品、会計及び受託（介護予防）居宅サービス事業者に関する諸記録を整備しているか。		・職員名簿・設備台帳 ・会計関係書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	次に掲げる介護サービスの提供に関する記録（書面又は電磁的記録）を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。  ①特定施設サービス計画 ②受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録 ③受託居宅サービスに係る業務の実施状況についての結果に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録 ⑥提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑦身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑧市町村への通知に係る記録 ⑨基本サービスに係る業務の全部又は一部を委託した場合は、当該事業者の業務の実施状況についての結果等の記録		・特定施設サービス計画書 ・サービス提供記録 ・苦情の記録 ・事故の記録 ・身体的拘束等に関する記録 ・市町村への通知に係る記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>V 変更の届出等</b>						
38 変更の届出等	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を県知事に届け出ているか。	法第75条第1項、第115条の5第1項	・届出書類の控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

法：介護保険法（平成9年法律第123号）

法施行規則：介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）

条例：長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月28日長崎県条例第63号）

規則：長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年3月29日長崎県規則第18号）

予防条例：長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年12月28日長崎県条例第64号）

予防規則：長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成25年3月29日長崎県条例第19号）

基準省令：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）

通知：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）